

リスクコミュニケーション

第8~10条

すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持ち、共に力を合わせて取り組んでいくため、情報や意見の交換などのリスクコミュニケーションについて定めました。

情報の提供

県は、以下のような事項について、明確かつ平易に、適切な情報の提供を行います。

- 食中毒などの食品等による健康被害に関すること
- 食品等の安全性・表示に関すること
- 食育に関すること
- など、食品等の安全・安心の確保のために必要なこと

情報及び意見の交換

県は、情報及び意見の交換会の開催などを行います。

関係者相互間の理解や情報の共有を図ります。

施策に関する提案

知事に対し、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、制度の新設又は改廃など必要な見直しを行うよう提案することができます。

提案書の提出

千葉県食品等安全・安心協議会に意見を聴きます。

提案の内容、協議会からの意見の内容、県の考え方などを公表します。

県は、協議会からの意見を尊重して、県の施策について必要な見直しを行います。